

選挙

都教育委員選挙

近づく

教育が不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覺のもとに、公正な民意により、地方の實情に即した教育行政を行うため教育委員會を設け、教育本來の目的を達成することを目的として「去る七月十五日公布された教育委員會法に基き、来る十月五日選挙が行はれる」が委員の数は七名で、内一名は都議會議員のうちから議會がこれを選挙する。

都教育委員會委員の選挙については都議會議員の選挙権又は被選挙権を有する者は、都教育委員會の委員の選挙権又は被選挙権がある。

委員の任期は議會から選挙される委員は議員の任期中であるが、一般選挙によつて選挙される委員の任期は四年で、うち半数は二年目毎に選挙する半数交替制である。

立候補には供託金は要らないが、六十人以上の有権者の署名を得て、その代表者から選挙長に届出をすることになつてゐる。

なお各區毎に地方委員會も設置するのであるが、この方は昭和二十五年十一月一日までに設置しなければならぬことになつてゐるので、差當り都の教育委員の選挙のみを

行つてゐる。

申告はしましたか

本年十二月二十日から明年十二月十九日までに行はれるすべての選挙に用いられる選挙人名簿は九月十五日でつくられます。(十月五日の都教育委員の選挙には使用いたしません)

選挙権はあつても選挙人名簿に登録されていないと選挙日に投票することができません。

投票は選挙人名簿に登録されてゐる者によつて一人も洩れなく申告するように
◎この申告にあてはまる方は、

- 一、本年九月十五日現在で引續き東京都の二十三區に六ヶ月以上お住いになつてゐる方で。
- 二、本年十二月二十日まで満二十歳(昭和三年十二月二十一日までに生れた方)以上の日本國民の男女です。

緑地地域決る

東京都では、人口、住宅の無制限増加を避け都心の周辺に野菜、その他、食糧の自給地域を保存するため、八月十五日、廿三區周邊に特別都市計畫法第三條によつて「緑地地域」を指定した。

該當地域は、江戸川、足立、練馬の大部分と葛飾、板橋、杉並、世田谷、大田の一部など都心に遠い地區に當り。合計五千四百四拾八萬坪で廿三區全面積の約三十二%に當る。これは、既に都で買収した焼跡の緑地とは別なもので、この指定によつて本區でも、堤北の約半分を指定された。

口、轉入未許可の方も現實にお住いになつてゐる方は申告して下さい。ハ、申告書用紙は九月一日から區役所の各出張所で差上げて居ります。なお十月五日執行の都教育委員會委員の選挙には昨年九月十五日現在で調製した選挙人名簿と今度別に調製する臨時選挙人名簿とを使用して選挙を行います。従つて、こゝに言うところの選挙人名簿は今年の選挙には使用いたしません。

此の指定地域は今後知事の認可による次の建築物以外は、新築、再築、移築増築、等を行うことが出来ない。

- 一、農業、林業、畜産業、水産業、を営む者の業務、又は、住居のために建築するもの。
- 二、公園、運動場の類の施設に附隨して建築するもの
- 三、一戸建及び二戸建住宅、日常生活に必要な店舗の類など敷地面積の十分の一を超えないもの。

なほ、これに違反した時は、撤去させる事が出来るが、この制限は、八月十五日現在で

建築工事中のもの、及び、既に建築許可申請の出でゐるもの及び、知事が別の定をしたものは制限を受けない。尚、本區に於て指定を受けた町は、

- 六木町、神明町、佐野町、内匠町、内匠本町、東加平町、上谷中町、下谷中町、辰沼町、伊藤谷東町、北三谷町、普賢寺町、花畑町、保木間町、竹ノ塚町、六月町、伊興町、舎人町、六町、加賀皿沼町、谷在家町、上沼田町、北堀之内町、北鹿濱町、高野町、本木町四、五丁目、北宮城町の全地域、及び
- 大谷田町、蒲原町、五兵衛町、西加平町、東島根町、東栗原町、島根町、栗原町、西新井町、下沼田町、興野町、伊興町前沼の一部地域等である。

戦災者 皆様へ

戦災者並びに建物疎開者の皆様、もうあなた方の家は建ちましたが、家は建てたいが土地がないと困つてゐる方がありませんか、又もと居た焼け跡や疎開跡に家を建てたいと望んでゐる方もあつてせう。罹災都市借地借家臨時處理法は、そういった方々のために出来た法律です。まだ此の法

當區に軍政部

讀書室開かる

さきに讀書室開設については東京軍政部ホックス少佐の熱心なる指導により計畫中であつたが千住元町區立第三中學校内にこの程完成し去九月九日午後三時より軍政部ホックス少佐の來臨を得て大山區長始め名士多數參列の下に定刻開館式を盛大に舉行された。來臨のホックス少佐は當讀書室は都内十三ヶ所の既設の讀書室の内容と優秀であると絶稱され特に同少佐秘藏の圖書を多數讀書室のため寄贈され大いに區の面目を施した。因に同讀書室には軍政部の好意による同國近刊圖書約五〇〇冊が備付られ一般の利用を要望されてゐる

律を知らないお方は九月十四日迄に區役所建築課に相談所が設けてありますから御利用下さい。

區議會通信

本會 議

八月十八日招集の第四回區議會(定例会)は當日議長缺席の爲副議長が代行し午後四時十分區議事堂に開會、監査委員の例月出納検査報告監査委員の例月出納検査報告に次いで總務、財務、教育各委員長より夫々常任委員會の審議經過に關する報告の後日程に入り

- 一、議案第二十號 東京都足立區立保育園設置條例制定の件
- 一、議案第二十二號 東京都足立區立保育園使用條例制定の件
- 一、議案第二十三號 東京都足立區特別區稅條例改正の件
- 一、議案第二十四號 上沼田町一部下沼田町へ編入の件
- 一、議案第二十五號 本木町六丁目町名變更の件
- 一、議案第二十六號 一時借入金借入の件
- 一、議案第二十七號 昭和二十三年度東京都足立區歳入歳出追加豫算

を原案通り可決し次に
一、教育委員會法に基づく本區委員の選舉施行期日に關するを上程、採決の結果本年はその選舉を施行せぬことに決定午後六時十分閉會

議員協議會

八月十八日午前十時十五分より區議事堂に開會、區長より原小學校増築に關し理事者説明、議員より質疑應答あつて條件付承認となる、次いで議題に入り左の案件を審議午後三時五十分閉會

- 一、昭和二十三年度東京都足立區歳入歳出追加豫算について
- 二、昭和二十三年第四回區議會(定例会)提出案件について

常任委員會

- 一、七月三十一日午前九時より區議事堂に開會、合同委員長選任の結果總務委員長が當選直ちに議事に入り左の案件を審議何れも原案通り承認午後二時三十分閉會
- 二、八月九日午後一時より區議會委員會室に開會、合同委員長選任の結果財務委員長が當選直ちに議事に入り左の案件を審議原案通り承認する
- 三、八月十四日午後一時より區議會委員會室に開會、理事

保育園の開設

働く婦人への福音

者より所管事項に關する報告の後左の案件について審議午後四時十分閉會

- 一、小台町都營浴場建設經過について
- 二、五反野保育園敷地について
- 三、北陸地方震災義捐金について

働きたいが手足まとひの子がゐれば、何處かあづける所はないか知ら」とインフレーション下は、非でも働かなければならない家庭婦人の悩みは日一日とその度を増すの現状にあるが、

今度本區ではこの働く婦人の悩みを解消し安んじて仕事に勵んでいただくやう子供さんをおあづかりする保育園を九月初めから開設することになった。

働く區民の皆様がどしどしこの保育園を利用して下つて安んじて仕事に精出していただくことを切望します。

尚保育園は左の通り、千住保育園
千住元町三二番地
舊千住愛育園跡

〔經濟委員會〕
八月四日午前八時三十分より區内稻作状況について實地調査を行つた
〔土木委員會〕
七月三十日午前八時三十分より區内道路及び橋梁について實地調査を行つた

幻燈機

お貸致します

この意味で本區では兼ねてより兒童の教養慰樂並に社會公共の福祉のため幻燈機の無料貸出しを實施し一般兒童より絶賛を拍しつゝあるが今回更に新しく幻燈機三台とフィルム三〇巻を購入して一層皆様方の御期待に添ふことになつた。

今後團體と個人とを問はずどしく御利用下さるやうお願いする。

尙希望の向きは民生課まで早や目に申込んでいただきます。

配給用通帳を

大切にしましょう

最近家庭配給用の通帳や、切符が新しく發行されましたが、これ等は全國共通になつたことや自由に店舗を選んで購入出来る様になつたものがあるので現金と同様再發行が出来ないで現金以上の大切なものとなりました。大切にと言

裏門堰排水場

完成近し!!

降雨毎に浸水におびやかされ、吾が足立區は今年も先般來襲のアイオン台風の餘波を受け九月十五日の豪雨で又浸水の惨禍を蒙り甚大な被害を蒙つた。永年の懸案事業であり且又之の完成を一日千秋の想いで望まれたつある裏門堰排水場も愈々完成一步手前である。この努力は都が一昨年十二月中止中の工事を再開し現下の「インフレ」に總ゆる悪條件

を克服し數百萬圓の工費を投じ今年五月には竣工するものと應豫定されてあつたが幾多の障害に阻まれ現在に至り幾多の困難に排水利の使命を果す事が出来なかつたが之れが竣工の曙光を帯びた。梅田町等堤北一圓の廣範なる底濕地帯の悪水排除に偉大な貢献をなすものと期待せられてゐる。

御存知ですか

新しい家が借りられます

一、一區劃五百坪以上の土地を都にお貸しなればその土地に建つた住宅戸數の内木造の場合は三割以内、コンクリートの場合は二割以内を無抽籤で優先お貸し致します。

二、土地は隣同志が數人共同で五百坪以上にとめて平均百七拾坪位あれば一人供者各人に一戸宛優先お貸し出来ます。

三、土地は借地でもよく又地主と借地権者が共同で提供しても差支へありません。

四、提供された土地には適正な代金を支拂ひます。

五、新築する住宅(木造)は

一戸建(三間)及び二戸建(二間)です。

六、土地を提供した場合はその提供者が推薦した従業員(世帯主)から特にこの方面の利用をお勧め致します。

七、個人が單獨又は共同で提供された場合は提供者本人又は提供者の推薦した縁故者(いづれも世帯主)が、詳細に御相談下さい。

八、尚土地と建物の割合は大體五割以上住宅一戸の割合で建設致します。

又都で立川市、八王子市、武蔵野市及びその周辺を希望します。

税金と私達の生活

(一)

今回の區議會で足立區區稅條例一部改正案が可決されました。この機會に足立區民はどんな税金を納めて居るか、又足立區のお台所を賄つて居るものは何か、と云ふことを「區稅」「都稅」「國稅」と三つに別けて税金と私達の生活についてお話ししたいと思います。

その一 區稅の話

私達の足立區が昨年より新に區稅を賦課徴收する様に成りました。これは御承知の様に地方自治法に基く地方公共團體の自立——何時迄も中央政府或は都府縣に依りてゐないで早く一人歩き出来る完全な住民の結合團體に成長しなければならぬと云ふ地方自治の理想を第一歩を進めたわけでありませぬ。

區稅の種類は次の通りです。足立區が直接區稅として賦課徴收するものと、東京都税にして一度賦課徴收したものを再び各區にその人口、財源等の事情を勘案して配付されるものとがあります。即ち直接間接課徴形態の二つがありまして、後者はこれを配付税と云い前者は一般に區稅と云

はれて居るもので、これは都稅の附加税と區の獨自な立場から課税することの出来る獨立税とに別けられます。この税目は

- 一、都稅附加税
- 1 地租附加税(本税と同額)
- 2 家屋稅附加税()
- 3 不動産取得稅附加税(課率未定)
- 4 原動機稅附加税

本税は目下都議會にて審議中に付課稅の適否不明

二、獨立稅

1 特別區民稅 (後述)

- 2 舟稅 (一艘、五〇〇圓)
- 3 自轉車稅 (一台、四〇〇圓)
- 4 荷車稅 (一、八〇〇圓)
- 5 金庫稅 (外法體積十立方デシ米につき三〇〇圓)
- 6 使用人稅 (一人、五〇〇圓)
- 7 犬稅 (一頭、一〇〇圓)

これが區稅の大要であります。

元來税金はその負擔が平等であり且その能力に應じてそれがなされるべきであり、行政面より見ればその財政に應じて十分な収入を擧げ且つ住民に苛重な負擔であつてはなら

ないものであります。これ等の點より見て現在の足立區の稅制は如何でしょうか。大體人の經濟的能力はその収入にあるのは申すまでもありません。そしてこの擔稅力を一番端的には握されたものはその人の所得に對して賦課される處の所得稅であります。

第二の收益稅として地租

第三の財產稅的のものとして、物件稅としての自轉車稅、舟稅、金庫稅等があります。この様に區民としても出来るだけ能力原則、或は社會政策的原則によつて居りますが現在の様な高物價時代に於て區の費用の一切を區民で賄ふ爲には勢い大衆課稅的な方面に迄その財源を探索されねばならないと云ふことは誠に遺憾なことと存じます。然しこの困難な世代に生き抜く爲には皆様の御協力の下に公民一體となりあらゆる苦難を、超越して行かねばならないと存じます (未完)

第一の所得に對する課稅は國民としての所得稅がこれを全面的に押へて居りますが、この所得額を一部課稅標準として、區民稅がこれをとり上げて居ります。區民稅は元來住民がその屬する地域的團體の經費分擔の精神を持つ組合費的なものとされて居りましたが、地方公共團體の經費の増加に従ひその内容に所得稅的な色彩をとり入れたものが現在の區民稅であります。従てこれは經濟的能力のある人は他の人より多くその經費を負擔することになります。

日本腦炎終熄

當區に於ける日本腦炎罹病者は七月三十日の初發以來九月十五日迄に一五〇名を算するに至りました。御承知の如くこの病氣は蚊によつて媒介されるもので區では昆虫驅除班を編成し蚊の撲滅に全力を盡してまいりましたが、この程漸くその終熄をみるに至りました。これは偏に官民防疫陣の日夜を分たぬ奮斗のためと思はれ今後種々悪疫の流行にも皆様の絶大なる御協力を切ばういたします。